

# 「新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度」における 安全安心な太陽光発電設備の設置に関する指針

(令和8年3月30日局長決裁)

## 第1 目的

この指針は、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（令和元年仙台市条例第12号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、太陽光発電設備を設置しようとする特定建築事業者及び特定建築主に対し、市民及び事業者が安全に、かつ、安心して太陽光発電設備を利用できるよう、遵守を求める事項を定める。

## 第2 用語

この指針における用語の定義は、条例の例による。

## 第3 遵守を求める事項

特定建築事業者及び特定建築主は、中小規模特定建築物若しくはその敷地又は大規模特定建築物若しくはその敷地に太陽光発電設備を設置するに当たり、次の事項を満たした設備を設置するものとする。

- 1 日本産業規格又はこれと同等以上の規格に適合したものであること。
- 2 「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」（平成29年12月一般社団法人太陽光発電協会）に規定された化学物質の含有率基準値を満たしたものであること。
- 3 国等が求めるサイバーセキュリティ対策が講じられたものであること。
- 4 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を遵守して調達されたものであること。
- 5 その他太陽光発電設備の安全安心な利用のための必要かつ合理的な措置が講じられたものであること。

## 第4 一般建築事業者等及び一般建築主等に関する読替

条例第21条第2項及び条例第26条第2項の規定により条例第27条の規定を準用する場合においては、本指針第1及び第3中「特定建築事業者及び特定建築主」とあるのは「一般建築事業者等及び一般建築主等」と読み替えるものとする。

## 附 則

この指針は、令和9年4月1日から実施する。